

法第 20 条	木造住宅等における基礎立上り部の主筋とせん断補強筋	A2501
令第 38 条	の緊結方法の取扱い	
<p>平成 12 年建設省告示第 1347 号で規定される、基礎の立上り部の主筋とせん断補強筋の緊結方法については、次のいずれかに該当する場合（ただし、第二号及び第三号については、第三者評価機関が認めるもの等に限る。）、緊結されているものとする。</p> <p>また、次の各号のいずれにも該当しない場合は、構造計算で性能を確認する必要がある。</p> <p>なお、建築確認申請においては、図面又は仕様書に次の各号のいずれかの緊結方法又は構造計算により性能を確認した旨を明示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 フック付きの鉄筋 二 フック付きと同等以上の性能を有している住宅用ユニット鉄筋等 三 その他実績ある仕様 		
解説	<p>令和 7 年 4 月 1 日施行の改正建築基準法により、同法第 6 条の 4 による確認の特例の範囲が縮小され、これまで特例の対象であった木造 2 階建ての建築物について、各仕様規定への適合審査が必要となった。</p> <p>これを受けて、国土交通省が基礎の立上り部の主筋とせん断補強筋の緊結方法について考え方を示したため、平成 12 年建設省告示第 1347 号で規定される基礎の立上り部の主筋とせん断補強筋の緊結方法や確認申請時の取扱いを整理したものである。</p> <p>フックなしで結束線のみで主筋とせん断補強筋が結ばれているものや主筋とせん断補強筋を鉄筋溶接部の強度の低下がある点付け溶接等は緊結とは扱わない。</p> <p>なお、構造計算で性能を確認する場合には、（一財）熊本県建築住宅センター及び（一財）熊本建築構造評価センターが作成した「略称：基礎フック検討ツール」を用いても差し支えない。</p>	
参考	<p>平成 12 年建設省告示第 1347 号 改正基準法 2 階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の確認申請・審査マニュアル（2024 年 9 月第 2 版）P117～P119 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）に係る質疑応答集（令和 7 年 6 月 10 日版） P52_No.16～18</p>	